

**「北京行動綱領・第 23 回国連特別総会  
成果文書の実施状況に関する質問状」  
への回答（仮訳）**

「北京行動綱領・第23回国連特別総会成果文書の実施状況に  
関する質問状」への回答（仮訳）

目次

第1部：男女平等の促進及び女性のエンパワーメントにおける成果と課題の概観.....	1
第2部：北京行動綱領の重大問題領域及び第23回国連特別総会で特定された更なるイニシアティブと行動の実施における進展.....	3
<b>A 女性と貧困</b> .....	3
(1) 母子家庭等に対する支援の充実.....	3
(2) 高齢期の所得保障.....	4
(3) 「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進.....	4
<b>B 女性の教育と訓練</b> .....	4
(1) 女性の能力開発の促進.....	4
(2) 独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実.....	5
(3) 進路・就職指導の充実.....	5
<b>C 女性と健康</b> .....	5
(1) 生涯を通じた女性の健康の支援.....	5
(2) 子宮がん、乳がんの早期発見、骨粗しょう症の予防対策の推進.....	5
(3) 妊娠・出産期における女性の健康支援.....	6
(4) 高齢者保健福祉施策の推進.....	6
<b>D 女性に対する暴力</b> .....	6
(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進.....	6
1) 配偶者暴力防止法及び配偶者暴力相談支援センター.....	6
2) 相談体制の充実.....	6
3) 被害者の保護及び自立支援.....	7
(2) 性犯罪への対策の推進.....	7
1) 性犯罪への厳正な対処.....	7
2) 被害者への配慮.....	7

3) 加害者に対する対策の推進	8
(3) 人身取引への対策の推進	8
1) 人身取引対策行動計画の積極的な推進	8
2) 関係法令の適切な運用	8
3) 被害者の立場に立った適切な対処の推進	9
<b>E 女性と武力紛争</b>	9
<b>F 女性と経済</b>	9
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	9
(2) 再就職に向けた支援	10
(3) パートタイム労働対策の総合的な推進	10
(4) 女性起業家に対する支援	10
(5) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	10
1) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	10
2) 仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進・充実	11
3) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進, 評価	11
4) 保育サービス等の充実	12
(6) 定年の引上げ, 継続雇用制度導入による 65 歳までの雇用の確保	12
(7) 地域おこし, まちづくり, 観光	12
<b>G 権力及び意思決定における女性</b>	12
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	12
1) 女性の参画加速プログラムの策定	12
2) 女性国家公務員の採用・登用等の促進	14
3) 国の審議会等委員への女性の参画の促進	15
4) 企業, 教育・研究機関, その他各種機関・団体等の取組の支援	15
<b>I 女性の人権</b>	15
<b>J 女性とメディア</b>	16
(1) メディアにおける男女共同参画の推進, 人権尊重のための取組等	16
(2) インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	16
<b>K 女性と環境</b>	16
<b>L 女兒</b>	17
<b>第 3 部 : 制度的整備</b>	17

1. 男女共同参画社会基本計画(第2次)	17
2. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化	18
(1) 男女共同参画会議の機能発揮	18
(2) 地方公共団体における取組	18
(3) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進	19
(4) 男女共同参画担当大臣	19
(5) 予算	19
3. 男女共同参画にかかわる調査研究, 情報の収集・整備・提供	19
<b>第4部: 主要な課題とそれらに取り組むための行動</b>	<b>20</b>
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	20
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	20
3. 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	20
4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	21
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	21
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	22
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	22
8. 生涯を通じた女性の健康支援	23
9. メディアにおける男女共同参画の推進	23
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	24
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	24
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	24

## 第1部：男女平等の促進及び女性のエンパワーメントにおける成果と課題の概観

2005年12月27日に閣議決定された男女共同参画基本計画（第2次）には、12の重点分野が掲げられ、2020年までを見通した長期的な施策の方向性と、2010年度末までに実施する具体的な施策が盛り込まれている。特に、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、「2020年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になることを期待」という数値目標が明記され各分野での取組を推進することとしている。

計画策定以降、それぞれの分野において、男女共同参画社会の実現に向けた法制度の見直しや、新たな施策の立案・実施等を行っている。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進するために、2004年に国家公務員採用I種試験事務系区分に占める女性の割合を2010年度頃までに30%程度、2006年に国の審議会等における女性委員の割合について2010年度末までに33.3%、2020年までに、男女のいずれかが10分の4未満としないようにする、といった目標を設定したほか、女性の参画拡大のために一層戦略的な取組が必要とされることから、2008年4月には男女共同参画推進本部において「女性の参画加速プログラム」を策定した。

雇用の分野では、2006年に男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止等するよう「男女雇用機会均等法」を改正したほか、翌年には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を改正し、働き方の実態に応じた正社員との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換等を促進するなど、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮できる雇用環境を整備した。さらに、2005年に再チャレンジしやすい地域環境づくり、学習・能力開発支援、再就職支援、起業支援及び社会参加の促進並びに国における総合的な情報提供・調査等を具体的施策とする「女性の再チャレンジ支援プラン」を策定し、2006年に当該プランを改定し女性の再就職・起業等を総合的に支援している。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を2007年に策定し、

男女双方の職業生活と家庭・地域生活の両立支援や次世代育成支援等に向けて、官民あがての推進を図っている。

一方、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を2007年に改正し、2008年に同法に基づく基本方針を改定し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護・自立支援のための施策についてより一層の充実に努めている。

また、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、2004年に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、人身取引対策行動計画を策定した。2005年には人身売買罪の創設や国境を越えた人身取引への対応等を内容とする「刑法等の一部を改正する法律」を制定し、人身取引の処罰を確保できるよう法整備を進めた。

計画に掲げた施策の推進については、こうした法制度の充実や政策の実施等を通じて、現在各府省において着実に取り組まれているところであり、計画の策定から3年目にあたる2008年3月には、本計画の中間段階における取組状況及び今後の実施予定について把握するために、男女共同参画会議において、施策の実施状況や関連統計及び今後の課題等を取りまとめて公表した。これを踏まえて、前述の「女性の参画加速プログラム」を策定するなど、男女共同参画の実質的な実現に向けた取組を推進している。また、その中で、今後、各分野の取組を進めるに当たっては、全体を通じて、以下の点に留意すべきであると述べている。

① あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画の実現を目指すことが重要であり、特に、これまで男女共同参画の視点がとり入れにくかった各分野においては、今後この点に留意した取組が望まれる。特に、この観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化すべきである。

② これまで男性中心であった様々な分野において、活躍する女性が徐々に増えてきていることは評価できる。しかしながら、「2020年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になることを期待」との目標に対し、現状として女性の参画の拡大は緩やかであり、社会の様々な分野における女性の活躍は国際的にみても低い水準にとどまっている。したがって、今後は、各界トップ層への働きかけや女性の

エンパワーメントを促進するネットワークの構築支援等を戦略的、効果的に進めるとともに、特に社会の中で活躍が期待されいながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた具体的、戦略的な取組を行い、女性の参画の拡大を加速する必要がある。

③ 近年、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する諸施策や身近な地域における取組等、男性にとっての男女共同参画の意義が増大していることから、各分野において施策を推進するに当たっては、男女共同参画の意義について男性の理解を深めるような取組を行うよう留意することが重要である。

④ 各分野の女性の参画状況をはじめとした男女共同参画の現状や課題など、取組を進める上での基礎となるデータや実態が必ずしも明らかになっていないことから、各分野の民間団体等における実態把握を促進することが重要である。

⑤ 国における取組に加え、地方公共団体においても、推進体制の整備充実、関連施策の着実な推進を図っていくことが重要であり、国と地方公共団体との一層の連携強化を図るべきである。

## **第2部：北京行動綱領の重大問題領域及び第23回国連特別総会で特定された更なるイニシアティブと行動の実施における進展**

### **A 女性と貧困**

#### **(1) 母子家庭等に対する支援の充実**

政府は、母子家庭の母等について、母子及び寡婦福祉法等に基づき、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費相談センターの設置等の養育費の確保策、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の拡充等の経済的支援策といった自立支援策を総合的に展開している。

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会では、2008年7月から「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」をテーマとし、現下の経済社会環境の大きな変化により、母子家庭をはじめとするひとり親家庭、DV被害者、不安定雇用者、外国人等、生活に困難を抱える人々の状況が多様化かつ深刻化している問題について調査し、生活困難者の社会参加と自立を支援するための施策の在り方について検討を行っている。

政府・与党が2009年4月に決定した「経済危機対策」において、ひとり親家庭等へ

の支援の拡充のための施策として、母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等を盛り込んだ。

## (2) 高齢期の所得保障

2004年6月に成立した国民年金法等の一部を改正する法律においては、離婚時の厚生年金の分割等の改正を行った。

## (3) 「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」に基づく取組の推進

政府開発援助 (ODA) 政策に関しては、2003年8月に改定された ODA 大綱において基本方針の一つに公平性の確保を定め、「特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」と明記した。2005年3月に、開発における「ジェンダー平等」推進に対して一層効果的に取り組むために、「途上国の女性支援 (WID) イニシアティブ」を抜本的に見直し、新たに「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」を策定した。これにより、従来の女性を対象として教育・保健・経済社会活動への参加の3分野を中心に実施してきた支援にとどまらず、開発途上国のオーナーシップを尊重しつつ、当該国におけるジェンダー平等と女性の地位向上を目的とする取組に対しても支援を強化している。

同イニシアティブに対する理解向上と取組意識の一層の向上を図る取組として、援助対象 89 国公館に配置している「ODA ジェンダー担当官」を活用し、2005年度より社会的性別 (ジェンダー) の視点に配慮した好事例及び配慮が十分でなかったことによる教訓等を集め、その情報を共有するなど「ジェンダー主流化」に向けた活動を実施している。

## B 女性の教育と訓練

### (1) 女性の能力開発の促進

政府は、出産・育児等により就業を中断した女性等を対象に、身近な場所で IT やコミュニケーション能力等に関する講座等を実施し、再チャレンジを希望する女性に学習機会を提供している。

また、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校が教育研究資源や職業教育機能を活用し、産業界や関係団体等と連携することなどにより、新たなチャレンジを目指す社会人 (子育て等により就業を中断した女性を含む。) 等のニーズに応じた専門的・実践的教育プログラムを開発・実施することを支援し、学び直しの機会の充実を図っている。

## **(2) 独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実**

国立女性教育会館は、我が国唯一のナショナルセンターとして、男女共同参画社会の形成の促進に資する女性教育の振興を担っている。

女性のエンパワーメントのための情報提供の一層の充実のため、女性情報の総合窓口として2006年度から「女性情報ポータル“Winet(ウィネット)”」(<http://winet.nwec.jp/>)を公開した。

また、2008年6月には、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史・資料の収集・整理・保存・提供を行うことを目的として女性アーカイブセンターを開設し、10月には女性アーカイブセンター所蔵資料の目録データと一部資料の画像を搭載した女性デジタルアーカイブシステム (<http://w-archive.nwec.jp/>) を公開した。

## **(3) 進路・就職指導の充実**

政府は、女子学生、女子高校生等に対して、女子学生向けの情報をポジティブ・アクションに関するサイト上で掲載することや、意識啓発セミナーの開催等により、的確な職業選択を行えるよう意識啓発を行っている。

# **C 女性と健康**

## **(1) 生涯を通じた女性の健康の支援**

厚生労働省に2007年12月に設置した「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康の実態に関する調査や、生涯を通じた女性の健康管理について検討を行うとともに、毎年3月1日から8日を「女性の健康週間」と定め、各種の啓発事業及び行事等を展開している。

## **(2) 子宮がん、乳がんの早期発見、骨粗しょう症の予防対策の推進**

2006年6月に成立した「がん対策基本法」に基づき、政府は、2007年6月に「がん対策推進基本計画」を閣議決定し、同計画に基づき、女性のがん罹患率の第一位であり年々増加傾向にある乳がんや、発症年齢の低年齢化が指摘されている子宮がんについて、がん医療の均てん化及びがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めている。

また、骨粗しょう症については、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的として、健康増進法に基づき、市町村(特別区を含む。)において、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施している。

### **(3) 妊娠・出産期における女性の健康支援**

政府は、子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報に基づきその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図ることとしており、不妊専門相談センターの整備を推進した。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。さらに、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成している。

また、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを目的とした周産期医療ネットワーク事業を実施しており、全都道府県における整備を推進している。

### **(4) 高齢者保健福祉施策の推進**

介護保険制度については、2000年4月に施行されてから9年を迎え、高齢期の国民生活を支える制度として順調に定着しつつある。その一方で、高齢化が一層進展する中で「制度の持続可能性」を確保するとともに、認知症の高齢者の増加等の新たな課題に対応できる制度とするため、介護保険制度全般にわたる見直しを行い、2006年度以降、要介護・要支援状態になるおそれのある者を対象とした介護予防事業等を実施している。

## **D 女性に対する暴力**

### **(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進**

#### **1) 配偶者暴力防止法及び配偶者暴力相談支援センター**

配偶者暴力防止法に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。2008年1月には、電話等禁止命令及び被害者の親族等への接近禁止命令の創設といった保護命令制度の拡充並びに市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務化などを内容とする配偶者暴力防止法の一部改正法が施行された。

配偶者暴力防止法に基づいて、180か所(2008年4月現在)の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、一時保護、自立支援等の業務を実施している。

#### **2) 相談体制の充実**

2006年度より、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設の1つである婦人相談所において弁護士等による被害者への離婚や在留資格などの法的な援助や調整を行っ

ている。

政府は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する官民連携を一層推進するため、官民の担当者が一堂に会し、先進的好事例及び情報を共有する全国会議を2008年9月に開催した。

また、配偶者からの暴力についてどこへ相談したらよいか分からないという被害者のため、2009年1月に、自動音声で最寄りの配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口を案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」を開設した。

### 3) 被害者の保護及び自立支援

政府は、2007年度においては、婦人保護施設を退所する被害者が身元保証人を得られず、就職やアパートの賃貸が困難とならないよう、身元保証人を確保するための事業を創設し、2008年度においては、婦人相談所における被害者に対する一時保護費の充実を図ったほか、2009年度においては、外国人被害者支援のための専門通訳者養成研修事業を実施するなど、被害者に対する保護、自立支援の強化を図っている。

配偶者からの暴力により、別居又は離婚の状況が発生している外国人から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、個々の事情を考慮した上で、継続して在留を認めることとしている。また、被害者である外国人が退去強制事由該当者であった場合にも、個々の事情を考慮した上で、安定的な法的地位を認めるとの観点から、在留特別許可を判断することとしている。

被害者の自立を支援することを目的に、地域において生活している被害者及びその子どもに対し、居場所を提供する等、プログラム案を作成・試行し、他の地域にも普及するため、その結果をとりまとめている。

## (2) 性犯罪への対策の推進

### 1) 性犯罪への厳正な対処

2005年1月から施行された「刑法等の一部を改正する法律」において、強姦罪等の法定刑が引き上げられるとともに、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定が新たに設けられた。

### 2) 被害者への配慮

警察では、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給することとし、その経済的負担の軽減に努めている。

2007年12月に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟

法等の一部を改正する法律」により、裁判所は、相当と認めるときは性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定ができることとされ、この場合において、訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法により行うことになった。また、検察官は、証拠開示の際、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれ等があると認めるときは、弁護人に対し、被害者の氏名等がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができることになり、刑事手続における被害者等に関する情報の保護が図られることになった。

### 3) 加害者に対する対策の推進

政府は、2006年度から、指定した刑事施設及び全国の保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施している。

#### (3) 人身取引への対策の推進

##### 1) 人身取引対策行動計画の積極的な推進

政府は、2004年12月に決定された、人身取引の防止・撲滅、人身取引被害者の保護等を主眼とする「人身取引対策行動計画」に沿って、関係施策を推進している。また、我が国は、政府協議調査団をタイ、フィリピン、コロンビア、ロシア、ルーマニア、ウクライナに続いて、インドネシア、カンボジア、ラオス等に派遣し、先方政府やNGO等の関係機関との協力を促進するとともに、人身取引に関連した国際会議や地域間会合等への参加や人身取引の防止等に関して国際的な支援を行うなど積極的な取組を行っている。

##### 2) 関係法令の適切な運用

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の締結について、2005年6月、国会において、承認されるとともに、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するための法整備に関し、人身売買罪等の創設等を内容とする刑法等の一部を改正する法律が全会一致で可決、成立した。

政府は、2005年6月、出入国管理及び難民認定法に関し、人身取引等の定義規定を置くこと、人身取引等の被害者が上陸特別許可・在留特別許可の対象となることを明確にすること、人身取引等の被害者を資格外活動・売春関係業務従事を理由とする退去強制の対象から除外すること、人身取引等の加害者を上陸拒否・退去強制の対象に加えることなどを内容とする改正を行い、2005年7月から施行した。2005年から2009年までの4年間で、不法滞在者であった人身取引被害者の外国人女性104人全員に対して、在留特別許可を与えた。

人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況を改善するため、2005年11月に成立した風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律において、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加えること、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けることなどを内容とする改正を行い、2006年5月から施行した。

### 3) 被害者の立場に立った適切な対処の推進

政府は、人身取引被害者の保護の充実を図るため、2006年度より婦人相談所で保護した人身取引被害者の医療費（他法他制度が利用できない場合に限り）について補助している。

2007年10月から、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を電話で受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする事業を運用している。

政府は、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、IOM（国際移住機関）の「トラフィッキング被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を2005年度より開始し、被害者の帰国（2008年12月末までに総計144名）や帰国後の社会復帰を支援している。

## E 女性と武力紛争

我が国は、紛争時において最も支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、彼らの保護と能力の強化を重視する「人間の安全保障」の考え方を推進し支援を行っている。また、我が国は平和推進に当たって国際機関の役割が重要であるとの認識の下、二国間援助に加え、国際機関を通じたマルチの援助を行っており、具体的には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対し積極的な協力を行っているほか、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて国連女性開発基金（UNIFEM）がアフガニスタンにおいて実施する国内避難民及び難民女性の社会参加を推進するプロジェクト等を支援してきた。

## F 女性と経済

### （1）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女雇用機会均等の更なる推進を図るため、男女双方に対する差別の禁止や差別的取扱

いが禁止される雇用ステージの明確化・追加とともに、間接差別の禁止など性差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化、女性の坑内労働に関する規制の緩和等を内容とする男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正法（2006年）が、2007年4月から施行されている。

## （2）再就職に向けた支援

政府は、育児・介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供等の援助を行うほか、2004年度から、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組が行えるようきめ細かい支援を行っている。また、再就職準備に関する情報及び仕事との両立に役立つ育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで総合的に提供している。

また、2006年度からは、子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行う公共職業安定所（「マザーズハローワーク」）を設置している。

## （3）パートタイム労働対策の総合的な推進

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律が、2008年4月から施行された。

## （4）女性起業家に対する支援

政府は、女性起業家を支援するため、経営上のノウハウ等についてアドバイスを与えるメンターを、経験の浅い女性起業家に紹介する事業を実施している。また、起業に関する様々な情報を提供する専用サイトを開発し、2007年6月から運用を開始している。

## （5）男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

### 1）仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」では、2007年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。憲章は、仕事と生活の調和に関する基本的な考え方を示すもので、いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示している。行動指針は、国・地方自治

体や企業の具体的取組や政策の方針を示したもので、社会全体の目標として年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第1子出産前後の女性の就業継続率など、14の数値目標を設定している。

政府は、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。2009年には、男性を取り巻く職場や家族の意識を変えていくことを目的に、育児休業を取得した又は取得中の男性の体験記を募集し、これを取りまとめ、育児休業取得から復帰までの実践例として広く周知するとともに、男性の育児休業の取得促進及び男性の仕事と育児の両立の推進に関する周知啓発を目的とするハンドブックを作成した。

## 2) 仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進・充実

政府は、育児・介護休業法に規定されている、育児休業、介護休業、子の看護休暇制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置等について周知を図るとともに、計画的に事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、制度の普及・定着に向けた行政指導等を実施している。

これらの取組により、女性の育児休業取得率は2007年度において約9割に達するなど、着実な定着が図られつつあるが、第1子出産を機に約7割の女性が離職している状況があり、男性の育児休業取得率も1.56%に留まっている。

こうした現状も踏まえ、2008年8月から、更なる仕事と家庭の両立支援の推進を図るため、労働政策審議会雇用均等分科会において育児・介護休業法の見直しについて議論を行い、同年12月に同審議会により建議が行われた。建議においては、①短時間勤務制度、所定外労働の免除の義務化、②父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長、③子の看護休暇の拡充や介護のための短期の休暇制度の創設などが提言されている。この建議に基づき、育児・介護休業法の見直しに向けた検討を進め、2009年4月に同法の改正法案を国会に提出したところである。

## 3) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が301人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられており、また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを使用することができるとされている。2009年3月末現在の認定企業は652社となっており、より多くの企業が認定を目指して取組を行うよう周知・啓発を行う

とともに、認定マークの周知を進めている。

2008年12月には、次世代育成支援対策推進法の一部が改正された。一般事業主行動計画に関する主な改正事項は以下のとおりである。

① 一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象を労働者数301人以上企業から101人以上企業へ拡大（2011年4月1日施行）

② 一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けとなっている企業について、当該行動計画の公表及び従業員への周知を義務付け（2009年4月1日施行）

#### 4) 保育サービス等の充実

政府は、2008年2月、保育施策や放課後対策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとし、2008年度からの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしている。このため、2008年度には、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うための「安心こども基金」を都道府県に創設した。

#### (6) 定年の引上げ、継続雇用制度導入による65歳までの雇用の確保

2004年に改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者雇用確保措置を講ずることが事業主に義務付けられている。

#### (7) 地域おこし、まちづくり、観光

政府は、地域おこし等に意欲があっても実際の行動に結びつかない女性が多い現状を改善し、同分野における女性の活躍を促進するため、女性が主体となって地域おこし等を開している全国12か所の地域に、実際に活躍している女性をアドバイザーとして派遣し、経験交流会を開催するとともに、その成果を広く普及した。

### G 権力及び意思決定における女性

#### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

##### 1) 女性の参画加速プログラムの策定

女性の参画の拡大のために一層戦略的な取組が必要とされることから、2008年4月に男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」を策定したところである。当該プログラムは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革の3つを施策の基本的方向として打

ち出すとともに、2010年度までの具体的取組を定め、あらゆる分野における女性の参画の加速を図っている。

具体的には、男女共同参画担当大臣等による各分野のトップ層等への戦略的な働きかけといったあらゆる分野における女性の参画促進のための基盤整備を行っている。さらに、活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない3つの分野として、医師、研究者、公務員を取り上げ、以下に掲げるような重点的な取組を進めている

#### ①医師

慢性的な長時間労働や、夜勤や当直等不規則な勤務形態による育児、介護等と仕事との両立がしにくいといった状況等を改善するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や女性が能力を発揮しやすい環境の整備を積極的に進めている。

具体的には、女性医師バンクや各都道府県に設置されている受付・相談窓口をつうじた復職支援や、医師のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた短時間正規雇用や医師交替勤務等の導入促進、病院内保育所の設置などの取組が現在行われているところである。

#### ②研究者

「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「第3期科学技術基本計画」において、採用の目標値（自然科学系全体として25%）が明記され、研究と出産・育児等との両立等の環境整備の必要性が指摘されている。

これらの計画を受けて、大学や公的研究機関を対象として女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる優れた取組を支援する科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」や、特に女性研究者の採用割合等が低い分野である、理学系、工学系、農学系の研究を行う優れた女性研究者の養成を加速するための取組を支援する科学技術振興調整費「女性研究者養成システム改革加速」等を推進している。

また、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャンペーンなどを実施するとともに、科学技術分野への興味・関心を喚起するため、女子中高生に対し、女性研究者との交流機会の提供や実験教室、出前授業を実施している。

#### ③公務員

公務員は、頻繁な転勤に加えて、本省・本庁勤務の職員は、慢性的に長時間勤務となっていることが多く、必ずしもワーク・ライフ・バランスの実現しやすい職場環境

とはいえない状況になっており、超勤縮減等の男性を含めた働き方の見直しといった取組を進めている。

また、特に国家公務員については、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を2010年度末までに政府全体として5%程度とする目標等を設定することに加え、各府省においては、「女性職員の採用・登用拡大計画」等に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加するという数値目標を設定する等きめ細かく具体的な行動計画とすべく充実・見直しを行うこととしている。

## 2) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」に基づき、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、女性の採用・登用の拡大に向けた取組を推進している。

2001年に策定された指針は、2005年12月に改定された。主な改定の内容は、①女性職員に助言、指導するメンターを導入するなど、登用に資する取組の推進に努めること、②選考採用において、中途退職した女性の活用や専門的な知識経験や管理監督の能力を有すると認められる女性の採用に努めること、③女性職員の採用・登用の目標の設定に当たり、できる限り具体的なものとするよう努めること、④育児休業中の職員の円滑な職務復帰に資するため、知識・技能等の維持・向上に努め、復帰後はキャリア形成に配慮することである。

また、2004年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に係る取組の大枠を定めるとともに、各省庁人事担当課長会議で、22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用I種試験（大学卒業段階の知識・技術及びその応用能力を必要とする程度）の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度とすること等を申し合わせている。

さらに、上述の「女性の参画加速プログラム」に基づく取組を進めている。

政府は、2005年以降（2007年からは人事院と共同で）、年1回、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを実施し、その結果を公表している。2008年度の国家公務員I種試験等の事務系区分については、採用者に占める女性の割合は24.2%となっている。

### 3) 国の審議会等委員への女性の参画の促進

政府は、国の審議会等委員における女性の登用の促進について、2000年に男女共同参画推進本部が決定した「2005年（2005年）度末までのできるだけ早い時期に」、「30%を達成するよう鋭意努めるものとする」という目標の達成に向け、計画的に取組を進めてきたが、2005年9月30日時点の調査において、女性委員の割合が30.9%となり、期限より半年早く目標を達成した。この実績を踏まえ、2006年4月、男女共同参画推進本部は、2020年までに男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努める等の新しい目標を決定した。2008年9月末現在、女性委員の割合は32.4%となった。

### 4) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

政府は、2006年9月、地方公共団体、大学、各種機関・団体等に対して、男女共同参画担当大臣名の文書を発出し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する協力を要請した。

企業における取組の支援としては、経営者団体と連携し、企業のトップで構成する女性の活躍推進協議会を開催し、企業の自主的な取組みを促しているほか、女性労働者の能力発揮を促進するため、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施している

また、企業が行うポジティブ・アクションの具体的取組を推進するため、「ポジティブ・アクション応援サイト」を設け、個別企業から寄せられた取組状況を紹介している。また、事業場から選任された機会均等推進責任者あて、メールマガジンによる情報提供を行い、その活動の促進を図っている。

## I 女性の人権

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局に設置されている「女性の人権ホットライン」を全国共通電話番号化し、また、インターネット人権相談受付窓口を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とするなどして、夫・パートナーからの暴力や

セクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。

## **J 女性とメディア**

### **(1) メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等**

政府は、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、地域における有害情報から子どもを守るための推進体制の整備を支援するとともに、有害情報に係る意識啓発のためのリーフレットやDVDの作成・配布を行った。

警察では、2004年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童ポルノ事犯の取締りを積極的に推進するとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努めている。

### **(2) インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討**

政府は、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するための有効な手段の一つであるフィルタリングに関し、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、フィルタリングの導入促進及び改善等に関する要請を行うなど、その導入促進に取り組んだ。また、プロバイダ等に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供発信を行う者のモラルを確立するため、広報啓発活動を推進した。

2009年4月から施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」は、①携帯電話・PHS事業者が、18歳未満の者が携帯電話等によりインターネットを利用する場合には、保護者が利用しないと申し出た場合を除き、有害情報のフィルタリングサービスを提供すること、②インターネット接続サービスを提供する事業者（ISP）が、利用者の求めに応じて有害情報のフィルタリングソフト又はサービスを提供することなどを規定している。

2006年6月に政府からの業務委託を受け運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット利用者から、インターネット上のわいせつ図画等の違法情報・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等を行っている。

## **K 女性と環境**

政府は、自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために、こどもが参加できる環境活動クラブ事業の実施、市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制

度の実施，行政・特定非営利活動法人・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する環境情報センターの運営，国と民間の拠出による地球環境基金による環境保全活動への助成や，自然と触れ合う機会の提供等，各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施している。

## L 女児

2004年6月に、児童買春・児童ポルノ法における法定刑の引上げ等の改正がなされた。

我が国は、「児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を，2005年に締結し，関係省庁と連携しつつその履行に努めている。

2008年11月にリオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」に参加し，同会議の開会式では第2回横浜会議の主催国代表として外務大臣政務官がスピーチを行い，今後も児童の性的搾取問題に国際社会と共に積極的に取り組むとの我が国の方針を示した。

## 第3部：制度的整備

### 1. 男女共同参画社会基本計画（第2次）

政府は，男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として，2005年12月27日に「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定した。「男女共同参画基本計画（第2次）」では，12の重点分野を掲げ，それぞれについて，2020年までを見通した施策の基本的方向と2010年度末までに実施する具体的施策の内容を示している。

#### 【12の重点分野】

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進

- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進  
(科学技術／防災（災害復興を含む）／地域おこし、まちづくり、観光／環境)

## 2. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

### (1) 男女共同参画会議の機能発揮

男女共同参画会議は、内閣総理大臣、議長である内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項などについて調査審議を進めてきた。

2004年7月、男女共同参画会議は、内閣総理大臣より男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問を受け、2005年7月、総理大臣に対して、「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」を答申し、「男女共同参画基本計画」(2000年12月閣議決定)の改定に当たっての基本的な考え方を示した。この答申を踏まえ、政府において基本計画の改定案を作成し、同年12月、改正案について内閣総理大臣より同会議に諮問・答申がなされ改正案が閣議決定された。

「男女共同参画基本計画(第2次)」を実効性あるものとして推進していくために、男女共同参画会議は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、各分野の専門家の知見を活用しつつ、監視を行っている。2004年以降、政府開発援助(ODA)、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透、多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策、高齢者の自立した生活に対する支援等について、監視を行い、関係省へ意見を提出した。

このほか、女性の参画の拡大、男女共同参画基本計画(第2次)のフォローアップ、女性に対する暴力、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、地域における男女共同参画推進等について、調査審議を行った。

「男女共同参画基本計画(第2次)」については、2010年度には計画全体の見直しを行うこととされていることから、2009年3月26日に男女共同参画会議に対して、内閣総理大臣から次期計画の策定に当たっての基本的な考え方について諮問がなされた。これを踏まえ、男女共同参画会議では、次期計画の策定について調査検討を行っている。

### (2) 地方公共団体における取組

男女共同参画に関する条例の制定状況をみると、2008年に都道府県では97.9%、市

町村では 21.9%と条例制定率は増加している。男女共同参画基本計画については全都道府県に策定が義務付けられ、市町村における策定状況をみると、2008年 57.1%と増加している。地方公共団体が男女共同参画・女性のための総合的な施設として設置している男女共同参画センター等の施設数は2008年 333 に上る。

**(3) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進**

2006年6月、「東アジア男女共同参画担当大臣会合」を議長国として開催し、2007年12月、インドで開催された「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」に参加した。

**(4) 男女共同参画担当大臣**

2001年1月以降は、内閣官房長官が内閣府設置法に基づく特命担当大臣とされていたが、2005年10月以降、内閣官房長官以外の大蔵大臣が男女共同参画や少子化対策を担当する大臣に任命され、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

**(5) 予算**

国における男女共同参画関係予算及び都道府県、政令指定都市の男女共同参画・女性に関する予算の推移は下のとおりである。

(百万円)

	国における男女共同参画関係予算	都道府県、政令指定都市の男女共同参画・女性に関する予算
2004年度	9,922,420	11,148
2005年度	10,604,455	12,216
2006年度	4,357,001	11,186
2007年度	4,697,170	10,842
2008年度	4,570,017	10,730
2009年度	4,271,448	(未集計)

**3. 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供**

政府は、「男女共同参画に関する世論調査」を実施し、調査結果を2007年9月に公表した。

国民の生活時間の配分及び主な活動を明らかにするための調査として2006年に実施

した社会生活基本調査の結果を公表し、家事、育児、介護・看護等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供している。

#### **第4部：主要な課題とそれらに取り組むための行動**

##### **1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**

国家公務員新規採用者など目標を設定して取り組んでいるものについては女性の割合が比較的高くなってきているものの、民間企業、公務員における女性管理職の割合、各種団体の役員に占める女性の割合等は、依然として低い水準にある。全体として、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて緩やかであり、国際的に見ても、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）やジェンダー・ギャップ指数等において下位にとどまっていることから、「女性の参画加速プログラム」等に基づき、施策を戦略的に進めることが必要である。

##### **2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革**

男女共同参画に関する広報・啓発活動等を推進した結果、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合が半数を超えてきているが、こうした意識については、男女間、世代間、地域間で差異があり、また、諸外国に比べると、なお固定的役割分担意識は根強いといえる。今後は、こうした差異を踏まえたより効果的な広報活動をきめ細かく展開し、意識の変化をさらに加速することが必要である。また、男女共同参画の視点が国民の間に定着するためには、行政のみならず各種の民間団体等の役割が重要であることから、そのような団体との連携を強化すべきである。

##### **3 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保**

過去2度の男女雇用機会均等法の改正を経て、法制度の整備は大きく進展した。しかしながら、なお実質的な機会均等が確保されたとは言い難い状況が見られることから、法令違反に対する厳正かつ的確な行政指導の実施により、男女雇用機会均等法を確実に施行するとともに、前述した各種の施策により、実質的な機会均等の確保に努めていく。また、近年、パートタイム等の非正規労働者が大幅に増加する中で、正規・非正規雇用者間の賃金等処遇の格差、雇用の不安定性など、極めて深刻な問題があり、均衡処遇の確保や希望する者の正規雇用への転換の推進等について努力していく必要がある。また、短時間正社員制度やフレックスタイム、テレワークの普及など、家庭的責任との両立を図りながら職

業生活を継続することのできる多様な働き方の更なる普及が期待される。また、育児等でいったん退職した女性が再就職する際、正社員として復帰したいと望んでも希望がかなわない場合も多く、希望に応じた再就職ができる環境を整えることも重要である。女性の再チャレンジ等については、依然として子育てをしながら就職を希望する女性は多く、女性の再就職や起業支援に関する様々なニーズに対してミスマッチが生じていることから、再就職や起業についての支援体制の充実やよりきめ細かな情報提供や能力開発の支援等を行うことが必要である。

#### 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人一人の役割、就業条件・就業環境などについて取り決める「家族経営協定」の締結数は、本協定を、例えば、農業者年金制度上において明確に位置づけ、掛け金の国庫補助等の制度の充実を図ってきたこと等により、着実に増加している（H15:25,151 戸、H20:40,663 戸）。

このような環境整備を進めてきたことを背景として、地域農産物を活用した特産加工品づくり、直売所等における消費者への直接販売など、農村女性による起業活動は年々増加し（H14:7,735 件、H19:9,533 件）、農村地域の活性化に大きな役割を果たしている。しかしながら、年間販売額が300万円未満の零細な経営体が6割を占めており、起業活動の高度化が課題となっている。

また、農業委員及び農協役員に占める女性の割合は、それぞれ4.2%（1,682人（H18））、2.1%（465人（H18））であり、指導的地位に占める女性の割合は、着実に増加しつつあるものの、周囲の理解不足や女性の登用体制が未整備であること等から、依然として低い水準にある。

このため、農山漁村で活躍する女性を支援し、経済的な安定を図るための取組とともに、政策・方針決定過程への女性の参画を一層促進することが必要である。

#### 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

現状をみると、保育サービスが不足しているほか、長時間労働や柔軟性のない働き方、出産を機に約7割の女性が離職する（きょうだい数1人の場合）など仕事と家庭の両立が困難であること、また、男性の家事・育児の分担が低く育児休業についても取りにくい状況にあることなどから、依然として子育て期の女性は就業と結婚・出産・子育ての二者択一を迫られ、継続就業の割合はここ20年間ほとんど変化がみられない。

そのため、出産等を機とした離職の状況等の経年変化等必要な情報の把握に努めるとともに、2007年に策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、並びに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、働き方の改革による男女双方の仕事と生活の調和の実現と、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の社会的基盤の充実の二つの取組を車の両輪として着実に進める必要がある。

また、母子家庭については収入レベルが低いなど経済的な困難が見られることから、引き続き各種の自立支援施策を推進していくことが求められる。

## 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

母子世帯を含め配偶者と離死別した女性が経済的に困難な状況におかれる可能性は高く、これが単身高齢女性の経済的な困窮につながっている。また、ニーズの増加が見込まれる介護労働者について見ても、女性が8割を占める介護労働者の処遇改善が急務となっていることから、2009年度の介護報酬改定（プラス3.0%）等により介護従事者の処遇改善を図ることとしている。

そのため、今後は、経済的な困難を抱えている高齢女性に対する就業促進等の対応、幅広い活動領域における高齢女性の社会参画機会の創出、男女の違いに配慮した介護予防施策の推進など、男女それぞれのニーズや生活実態の違いに配慮したきめ細かな施策の展開が求められる。

障害者施策については、障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、障害者一人一人のニーズに対応した総合的かつ適切な支援を実施していく必要がある。このため、引き続き、男女別のデータを含めた障害者のニーズ調査などを行っていくこととしている。

## 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力に関する社会的認識は十分とはいえず、今後は、一層積極的な広報啓発等を実施する必要がある。また、若い世代における暴力の防止・予防啓発を含めた広報啓発等が必要である。

配偶者からの暴力相談件数や保護命令発令件数は年々増加傾向にあり、関係省庁及び地方公共団体等が連携の上、改正法に基づく被害者の保護・自立支援策の着実な推進が求められる。

人身取引については、人身取引対策行動計画に則った防止策が講じられた結果、被害者数が減少傾向にあるなど一定の効果が上がっているが、被害者の支援については民間団体が大きな役割を担っており、官民の連携により、総合的に施策の推進及び被害者の保護を進めるとともに、国際的な連携を強化する必要がある。

セクシュアルハラスメントについては、相談件数等の増加が見られ、一層の対策が必要であると認識している。改正男女雇用機会均等法により、職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策については事業主の配慮義務から措置義務へと強化が図られ、行政指導に従わない場合は企業名が公表されることになっており、男女雇用機会均等法で求められている措置を講じていない事業主に対しては、行政指導により確実な措置の実施を求めていくこととしている。

## 8 生涯を通じた女性の健康支援

近年、疾患によっては女性と男性とで罹りやすさや病状の進行速度が異なるといった性別による差異を考慮する重要性が明らかになってきている。また、一人ひとりの女性が主体的に自らの健康に目を向け、主体的な健康づくりを実践できるように支援することが必要とされている。こうした状況を踏まえ、女性の健康づくり対策を一層推進するため、効果的な事業展開の手法を検証し確立していくこととしている。

性差医療に関する総合的な取組については、まだ緒についたばかりであり、今後は、性差医療に関する議論を深め、本格的に性差医療を推進するための具体策を検討する必要がある。また、安心・安全な出産等に関する環境整備に関しては、現在小児科・産科医を始めとする医師不足や医療機関における救急医療体制の不足の問題が深刻化しており、仕事と生活の両立が図りやすい勤務環境の整備や育児等で退職した女性医師に対する復帰支援等、支援の充実を図るとともに、医療機関の連携体制の充実等を図る必要がある。

## 9 メディアにおける男女共同参画の推進

今後は、メディアが、女性の人権を尊重した情報発信を行うよう、関係する NPO 等の市民サイドとの連携・協力のもと、様々な媒体について関係者の意識啓発など関係業界の自主的な取組を促進するよう期待される。特に、インターネット上の違法・有害情報に対して速やかに対処されることが期待される。さらに、メディア分野における女性の参画は極めて低い水準にとどまっており、女性の人権に配慮したメディア表現を推進するためにも、企画、制作、編集など方針決定の場を含め、メディアにおける様々な分野に女性を積

極的に登用することが必要である。

#### 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状として、女子の大学への進学率は、男子に近い水準となっている。また、世論調査においても、学校教育において「平等」と感じる者の割合は、他の分野に比べて相対的に高い結果となっている。しかし、一方で、女性がその能力を実践的に活用する機会が乏しく、今後は、出産、育児等、女性の特徴的な事情や人生の段階毎の希望を整理し、それらを踏まえた効果的な女性教育や学習活動、職業能力開発の実施の充実を図るなど、男女平等を推進する教育や実践的な活動につなげるエンパワーメントのための女性教育・学習活動等の更なる充実に努める必要がある。特に教育や学習活動、能力開発の成果を就業、再就業、社会活動等につなげていく取組の一層の推進が求められる。

#### 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画における国際交流・協力は非常に重要な課題である。今後とも、特に具体的な課題に対応した国際的なネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画に関する国際交流を更に促進することが必要である。

#### 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

科学技術分野については、取組は緒についたばかりであり、これまでに得られた成果を広く普及させるよう一層の取組が期待される。

防災分野については、取組が現場レベルで定着することが期待される。

地域おこし、まちづくり、観光分野については、実践的な活動を通じた人材育成、ネットワークの構築等女性の活躍の推進について体系的な取組が必要である。

環境分野については、環境に関する女性の関心・知識や経験が、身近な生活圏のみならずグローバルな視点からも広くいかされるよう、審議会委員の女性委員割合を向上させるなど、環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進することが必要である。